

——登録（入会）手続きに必要な書類及び注意事項について——

1. 登録申請書

- 日行連所定の用紙に、黒色か青色のインクまたはボールペンにより、記載すること。
- 右上段の「申請年月日」は必ず記入すること。
- 「氏名」の記載は楷書体で、くずさずに戸籍に記載のとおり正確に書くこと。
- 「本籍」は、戸籍抄本に記載のあるとおり、都道府県名から略記せずに正しく書くこと。外国人の場合には、国籍名を記入する。
- 「住所」は、住民票の記載のとおり、都道府県名から略記せずに、正しく書くこと。
(例えば、「5番地4号」を「5-4」等と省略しないこと。)
- 申請者は、「個人」、「使用人」、「法人の社員」の該当する欄にレ点を記入すること。
- 「事務所の名称」、「事務所の所在地」については、申請者が社員行政書士の場合：行政書士法人の所属事務所の名称及び所在地を、使用人である行政書士の場合：主として勤務する事務所の名称及び所在地を記入すること。個人開業の場合は個人の事務所の名称及び所在地を記入すること。
- 「事務所の所在地」は、字、町、番地まで記し、ビル等の中に事務所を設置するときは、××ビル何階等と詳細に記入すること。

登録後にビル名等を追加・変更する場合には、変更登録申請(有償)が必要となるので注意すること。

- 「主たる事務所の所在地」については、申請者が社員行政書士又は使用人である行政書士となる場合で、当該所属事務所又は主として勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所であるときには、「主たる事務所の所在地」も併せて記入すること。
- 郵便番号は7ヶタ、電話番号は市外局番から記入すること(携帯電話も可)。
- 「資格」の欄には、次の区分により記入すること。
 - a. 行政書士試験合格者：上段に受験地都道府県名と合格年度及び番号を記入。
 - b. それ以外の者：下段に資格に該当する各号を記入。

・弁護士の資格を有する者	法2条 第二号 該当
・弁理士	第三号 //
・公認会計士	第四号 //
・税理士	第五号 //
・行政事務担当経歴のある者	第六号 //

なお、公務員として行政事務を担当したことにより、昭和58年3月31日までに登録を受けており、その後登録抹消となった再登録希望者（昭和58年法律第2号附則第2項の場合）は、第六号該当者扱いとする。

- 「行政書士以外の類似資格」欄には、弁護士・弁理士・公認会計士・税理士・司法書士・建築士・土地家屋調査士・社会保険労務士・宅地建物取引士・測量士・不動産鑑定士・海事代理士の資格を有し、その業を開業している場合、該当する番号に○を付し、その他(測量士補、会計士補)の業を開業しているときは、その名称を記載すること。

なお、開業している方は、**事務所所在地の記載**があり、顔写真が添付されている会員証・証票等、その他各土業で発行している身分証明書の原本提示をしてください。

資格を有していても、実際にその業を開業していないときは、いずれも記載しないこと。

2. 履歴書

別添の日本行政書士会連合会の示した統一の履歴書用紙をご使用ください。

※履歴書が複数枚にわたる場合は、割印を押印してください

3. 住民票 本籍地の記載のあるもの 1通

3ヶ月以内の証明で、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

* 外国籍の方は下記2点のうち、いずれか1点が必要です。

①在留カードのコピー：有効期限内のもの（原本を提示すること）

②特別永住者証明書のコピー：有効期限内のもの（原本を提示すること）

4. 行政書士となる資格を証する書面

①行政書士試験合格者の場合

合格証の写しを提出し、原本を提示すること。

②弁護士、弁理士、公認会計士、税理士有資格者の場合。

入会（登録）していることの証明書を提出してください。

③公務員の行政事務担当期間（新高卒以上は17年以上、その他20年以上）による資格者の場合。

* 職歴証明書を提出してください。

日本行政書士会連合会様式の公務員職歴証明書に、証明権限を有する者の証明印を押した証明書を提出すること。（可能な限り官公署に記載してもらうこと。職務内容については、行政事務担当内容が判断できるよう具体的かつ要領よく例記してもらうこと。）証明書の枚数が2枚以上になる場合は、証明権者の割印が必要。

« 新高卒以上で行政事務歴が17年以上、20年未満の場合 »

* 学歴または資格を確認できる証明書を提出してください。

卒業証明書の写しを提出する場合は原本確認の手続きがあるので原本を提示すること。

5. 写真（顔写真） 5枚 ※3ヶ月以内に撮影したもの

無帽、正面、上三分身、無背景の 縦3cm・横2.5cm の写真

裏面に名前を記入して下さい。

6. 誓約書

7. 事務所

* 事務所の形態により添付いただく書類が異なります。別添をご参照ください。

（所有権を証する書面など）

8. 事務所の位置図・平面図 A4版

(1) 位置図

目標となる最寄りの駅又は停留所等から事務所予定地までの略図。

インターネットで印刷した地図も可

方位を記入する。

(2) 平面図(建物間取り図)

事務所とする部屋を図示し、入口(玄関等)から事務所とする部屋の経路が分かるもの。

事務機器・机・椅子・鍵付きキャビネット等保管庫の配置が確認できる見取り図。

配置予定の場合はその旨も記載する。

※行政書士の事務所としての独立性が確保されていないと法の趣旨に反するので、法人等の建物内に事務所を設置するような場合には、特に、位置・区画等（例えば独立した一室・専用電話等）が明確に区分され、一般依頼者が行政書士事務所と認識できるようにしてください。行政書士業務がその法人等の支配に服さず、かつ一般的の利用者を拒むことがなく、事務所機能が確保できること。

※共同・合同事務所等の場合は、申請者の位置が確認できる平面図を添付。

9. 事務所の外観及び内部の写真 A4版の用紙に貼付または印刷

(1) 外観の写真 : ① 事務所のある建物の全景

② 入口付近、ポスト・テナント表示等

③ 表札の掲示予定場所

(行政書士事務所の表札を掲げない状態での撮影で差し支えありません)

(2) 内部の写真 : 事務所内部がわかるよう事務所全体を撮影したもの。

若しくは、概要が分かるようさまざまな方向から撮影したもの。

(机・椅子・事務機器・鍵付きキャビネットなど。設置前の場合は、設置予定場所を記入したものを提出)

10. 入会届

11. 身分証明書 (本籍地の市区町村役場にて取得) 1通 3カ月以内のもの

・破産者で復権を得ないもの・・・・・・該当の有・無 があるもの

1 2. 戸籍抄本 3ヶ月以内の証明のあるもの 1通

平成31年1月1日以降の申請より、下記必要に応じて提出していただく書類になります。

- ・旧姓使用希望の方
- ・行政書士試験合格証から氏・名の変更があった方
- ・会則第40条第3項に基づき、日行連が必要と求めた場合

1 3. 登録及び入会に要する費用

①入会時に要する費用（入会金等） 現金払いもしくはゆうちょ銀行：01340-9-2833へ振込

ア 入会金	200, 000円
イ 登録事務手数料	25, 000円
○上記アとイの合計	<u>225, 000円</u>

②登録時に要する費用（会費等）

ア 登録時に納入いただく会費等は、登録月によって1ヶ月分33, 000円から1ヶ月分5, 500円と異なりますので、行政書士登録日が決定した後に事務局から書面でご通知します。

イ 会費の内訳は、1ヶ月5, 500円（行政書士会費5, 000円、広島県行政書士政治連盟費500円）です。

③広島県行政書士政治連盟（以下、政治連盟）について

行政書士法は議員立法です。内閣法のように国が法案を優先的に取り上げてはくれません。行政書士法の改正は全党一致が必要であるため、時には一部の反対に合うこともあります。山積された法案の中から行政書士法改正案を優先的に取り上げて提案していただく、そのための活動が絶対に必要になります。

政治連盟は、行政書士制度に理解のある政党、国会議員、行政書士制度推進議員連盟に対して協議、陳情等を行い、各省庁に理解を求めて法改正を実現しています。

このことから、行政書士会への入会に当たっては、政治連盟への加入及び広島県行政書士政治連盟費の支払いをお願いしています。

なお、上記の広島県行政書士政治連盟費の納入をもって、政治連盟への加入申込みとさせて頂きます。

1 4. 次回以降の会費の納入

半年分（6ヶ月）を4月と10月に振込みまたは口座自動引落しにて納入願います。

自動引落しをご希望の方は、別紙「預金口座振替依頼書（集金代行）」の下2枚（②金融機関控

③契約先控）の提出をお願いいたします。

（申込用紙は事務局にて配布）

15. **登録免許税**

収入印紙 30,000円分

※申請書に貼り付けないでください。

【共通注意事項】

住所・本籍の欄は、住民票のとおり、都道府県名から略記せず正しくご記入ください。

例) ○ 広島県広島市中区中町8番18号 × 広島県広島市中区中町8-18 省略しない

【お願い】

来局での新規登録申請は、**予約制**にしておりますので、事前にご連絡いただき日時の予約をお願いします。

新規登録窓口対応時間：月・水・金（13:00～16:00）（曜日・時間は変更になる場合がございます）

事前予約受付時間 : 平日9:00～16:00

T E L : 082-249-2480